

## 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会

会長・副会長のしごと

会長・副会長は、委員のうちから互選することとしています。

会長は策定委員会の代表者であり、副会長は、その補佐を行うこととなります。

## ○主な役割

## 【会長】

- ・毎回の会議の挨拶（はじめのあいさつ）
- ・議事の進行（全体スケジュール・傍聴のきまり・条例素案の確定等）  
※議事以外（グループワークなど）の進行は、ファシリテーター（今井さん・村田さん）が行います。
- ・起草部会（仮称）委員の指名、参加（1回/月）  
※起草部会は、ファシリテーター（進行）・市職員（事務局・文書法制担当課）が参加します。
- ・諮問を市長より受取、答申（条例素案）を市長へ手渡す。

## 【副会長】

- ・会長の補佐、会長不在時の代理
- ・起草部会（仮称）への参加（1回/月）

## 【古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例（抜粋）】

## 第5条（会長及び副会長）

委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6条（会議）

委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 用語説明

【互選】：関係者の中からある役に就く人を互いに選挙して選び出すこと。

【総理】：全体を統一して管理すること。また、その役に当たる人。

【ファシリテーター】：会議やミーティングなど複数の人が集う場において、進行を務める人のこと。中立な立場を守り、参加者の心の動きや状況を見ながらプログラムを進行していく人。問題の解決や合意の形成に導く役割をする人。